

水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成22年3月26日  
21水港第2597号  
水産庁長官通知  
〔最終改正〕  
平成29年3月28日  
28水港第3341号

**第1 対象事業**

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

**第2 共通事項**

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

(1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。

(2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

**第3 事業の目的、内容等**

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

**7-2-(1) 国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち**

**漁業経営等安定水産物供給平準化事業**

(1) 事業実施主体及び事業の内容

ア 事業実施主体

この事業の実施主体は、公益財団法人水産物安定供給推進機構（以下この項目において「機構」という。）とする。

イ 事業内容及び基本財産の管理等

(ア) 機構は、漁業生産者団体等が産地価格の低落時に漁業者から一定の価格で買い取られた水

産物（漁業者から販売を受託したものを含む。）及びその加工品を調整保管の上、主要消費地等において消費地価格の安定に資するよう放送出する漁業経営等安定水産物供給平準化事業に対する助成及びこれに附帯する事務を行うものとする。

(イ) 機構は、(ア) に規定するもののほか、次の事業を行うものとする。

- a 漁業経営等安定水産物供給平準化事業の実施により損失が生じた場合、当該事業を安定的かつ継続的に実施するのに必要な資金の貸付け
- b 漁業経営等安定水産物供給平準化事業の重点的かつ効果的な実施を図る上で特に必要がある場合、主要水産物について買取りを行うのに必要な資金の貸付け
- c 漁業経営等安定水産物供給平準化事業の実施により損失が生じた場合において、(5) のウの規定に基づき造成された資金による当該損失に対する補填
- d a から c までの事業に附帯する業務

(ウ) 基本財産の管理等

- a 機構の基本財産（以下「基本財産」という。）は、国からの補助金及び漁業者団体等からの拠出金とする。
- b 基本財産については、交付要綱第30の規定に準じて運用・管理するものとする。
- c 機構は、a に規定するもののほか、(イ) のc の事業に要する経費をまかうため、漁業経営等安定水産物供給平準化事業を実施する漁業生産者団体等（以下「事業実施者」という。）からの(5) のウの規定に基づく積立てによって資金（以下この項目において「補填金交付資金」という。）を造成するものとする。
- d 機構は、基本財産を処分し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、農林水産大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができるものとする。
- e 基本財産の運用により生じた利益は、機構の管理運営に要する経費に充てるものとする。
- f 機構は、平成26年度予算までの予算により造成された国産水産物需給変動調整事業助成資金（以下この項目において「助成資金」という。）、(イ) のa 及び b の事業に要する経費をまかうための資金（以下この項目において「貸付資金」という。）及び補填金交付資金をそれぞれ他の資金と区分して経理するものとし、その管理については、交付要綱第28の規定により行うものとする。

また、機構は、交付要綱第26の規定に基づき、国からの補助金相当額を公表するものとする。

- g 機構は、助成資金、貸付資金及び補填金交付資金を、交付要綱第30の規定により運用するものとする。この場合において、助成資金の運用については、助成の趣旨にかんがみ短期運用を行うものとする。
- h 機構は、助成資金、貸付資金及び補填金交付資金の運用により生じた利益を、それぞれの資金勘定に繰り入れるほか、水産庁長官の承認を受けて機構の管理運営に要する経費に充てることができるものとする。
- i 機構は、貸付資金のうち、国が助成した額を超える額については、その一部を、水産庁長官の承認を受けて、基本財産に繰り入れができるものとする。
- j 機構は、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了し、又は機構が解散した場合において、基本財産、助成資金及び貸付資金について残額が生じているときは、国が助成した額（法定果実を含む。）の範囲内で国庫に返納するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、助成資金及び貸付資金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の(4)のアを準用し使用する見込みのない残額が生じたときには、国が助成した額（法定果実を含む。）の範囲内で国庫に返納するものとする。

## (2) 漁業経営等安定水産物供給平準化事業の実施

### ア 対象水産物

この事業の対象とする水産物は、別表第1の対象水産物の欄に掲げるものとする。ただし、漁況、水産物の消費の動向その他の事情により必要のある場合には、水産庁長官は以下の基準を考慮の上、新たに対象水産物を追加することができるものとする。

- (ア) 年間国内生産量が安定的に1万トン以上あること
- (イ) 国産シェアが生産時期に65%以上となること
- (ウ) 消費が全国規模であること

(エ) 生産者への市況情報の提供等、需要に応じた生産の取組が行われていること

(オ) 紿餌養殖が主体でないこと

(カ) 生鮮流通が主体でないこと

イ 事業実施者

事業実施者は、別表第1の事業実施者の欄に掲げる者とする。ただし、機構が必要と認める場合には、水産庁長官の承認を得て新たに事業実施者を追加することができるものとする。

ウ 事業の仕組み

(ア) 対象水産物の買取契約等の締結

事業実施者は、事業開始に当たり、エの(ア)の規定により水産庁長官の承認を受けた事業実施計画に基づき、エの(イ)の加工業者（冷凍業者及び加工、冷凍を行う水産業協同組合を含む。以下(2)において同じ。）及び必要に応じて漁業生産者とその生産した対象水産物を買い取る契約（販売受託にあっては、漁業生産者とその生産した漁獲物の販売を受託する契約。以下(2)において「買取契約等」という。）を締結するものとする。

(イ) 対象水産物の買取り等

a 事業実施者は、(ア)の契約に基づき、主要生産地における対象水産物の原料魚の市況がエの(ア)の規定により承認を得た買取価格帯（以下(2)において「買取価格帯」という。）の上限値を下回り、又はそのおそれがある場合（以下(2)において「市況低迷時」という。）に加工業者が買取価格帯の価格で当該対象水産物の原料魚を買い取り、必要に応じて選別・凍結等を施した対象水産物（原料魚について市況低迷時に買取価格帯の価格で買い取った旨の市場卸売人による証明のあるものに限る。）について、買取価格帯の下限値を下回らない価格で買い取るものとする。ただし、事業の実効のある運営を期するため必要がある場合には、事業実施者は、漁業生産者から船上等凍結品等を直接又は市場を通して買い取り又は販売受託ができるものとする。この場合、販売受託については、買取価格帯の価格と同等の価格で仮仕切するものとし、その仮仕切額を基に仮払いができるものとする。

b 事業実施者は、aにより買取りを行った場合において、市況低迷時に買取価格帯の価格で買い取った旨を証する書類又は販売受託により買取価格帯の価格と同等の価格で仮仕切をした旨を証する書類を得ておくものとする。

c 事業実施者が、乾のりを買い取る場合は、(ア)の契約に基づき、買取契約の相手方である漁協等（漁業協同組合又はその連合会をいう。以下(2)において同じ。）からその組合員の共同販売事業として産地において行う入札販売に付託された乾のりを入札において買い取る方法によるものとし、エの(ア)の規定により承認を得た買取価格帯の価格で買い取った旨を証する書類を得ておくものとする。

(ウ) 対象水産物の保管等

a 事業実施者は、(イ)により買い取り又は販売受託した対象水産物をエの(イ)の冷蔵庫等（乾のりにあっては品質管理の上で特に必要がある場合を除き倉庫をいう。以下(2)において同じ。）において、調整保管するものとし、その保管に当たっては、その入出庫及び保管の状況に関する関係書類を整理して常にその内容を明らかにしておくものとする。

b 事業実施者は、aにより保管している対象水産物について簡易な加工をすることができるものとし、その加工に当たっては、その入出庫、製品生産量及び加工の状況に関する関係書類を整理して常にその内容を明らかにしておくものとする。

(エ) 対象水産物の放出

a 事業実施者は、その保管する対象水産物について、原則として、買取期間（買取りの開始予定月からその完了予定月までの期間をいう。以下(2)において同じ。）以外の時期に消費者及び需要者の価格の安定に資するように販売するものとする。ただし、この事業の実効ある運営を期するため必要がある場合には、次のいずれかの基準に基づき、買取期間においても販売できるものとする。

(a) 対象水産物の過去における水揚げの状況又は買取期間中に当該対象水産物を主として漁獲する漁業に係る特定資源管理の内容等からして、買取期間中であっても地域又は全国における水揚げが大幅に減少する期間であるとして、あらかじめ、事業実施計画において買取期間中の販売を定め、水産庁長官の承認を得た場合

(b) 事業開始後に休漁等により、地域又は全国において連續した一定期間水揚げが途絶えることを想定し、あらかじめ、事業実施計画において買取期間中の販売を定め、水産庁長官の承認を得た場合

(c) 水産加工業者、魚類養殖業者等の経営の安定を図る観点から、買取期間中であっても次

に掲げる要件を満たした者に対する販売であるとして、あらかじめ、事業実施基準及び事業実施計画において買取期間中の販売先等を定め、水産庁長官の承認を得た場合

- i 販売された対象水産物を、自らが加工向け又は漁業用餌料向けとして使用すること
- ii 販売された対象水産物を、共同購入の一環として水産業協同組合が指定する実需者に対して、加工向け又は漁業用餌料向けとして水産業協同組合が指定する用途により販売すること
- b a により放出を行う場合において、加工向けさば・さんま・いわし・あじは、水産加工業者の経営の安定に配慮しつつ放出するものとし、事業実施者はその放出に当たっては、放出先の加工業者が食用加工向けとして利用するよう用途を指定するものとする。

また、漁業用餌料向けさば・さんま・いわし・あじは、魚類養殖業者等の経営の安定に配慮しつつ放出するものとし、事業実施者はその放出に当たっては、放出先の魚類養殖業者等が漁業用餌料向けとして利用するよう用途を指定するものとする。

- c 水産庁長官は、対象水産物の価格が著しく高騰し、又はそのおそれがある場合には、事業実施者に対し、その保管する対象水産物の放出を指示することができるものとする。

## エ 事業の実施

### (ア) 事業実施計画等の作成

- a 事業実施者は、事業の実施に当たり、助成対象経費が、適正な事業の実施の範囲内でなるべく廉価になるよう努めつつ、(a) から (g) までの事項に関する事業実施基準、対象水産物の買取り、保管、加工及び販売に係る事業実施計画及びウの (ア) の買取契約等の例（以下「計画等」という。）を作成の上、機構を経由して別記様式第1号により水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

また、これを変更する場合は、別記様式第2号により同様の手続を行うものとする。

なお、当該計画等の内容については、前年度に承認された事業実施計画（以下「前年度承認計画」という。）により買い取った水産物に係る販売完了までの経費が当該年度に発生することが明らかな場合は、優先して当該年度の国庫補助金において実施することができるものとする。

また、既に水産庁長官の承認を得ている買取契約例については、内容に変更のある場合を除き、水産庁長官の承認を得ることを要しない。

- (a) 対象水産物又はその原料魚の当該年度における生産の目標及び生産がこれを上回る場合の措置

- (b) この事業の当該年度における実施方針

- (c) 対象水産物の買取価格帯

- (d) 対象水産物の生産原価及び生産原価の決定方法

- (e) 対象水産物の買取り（販売受託を含む。）、保管、加工及び放出の運営方法

- (f) 経費の負担及び経理の方法

- (g) その他事業の運営の方法

なお、事業実施計画を作成するに当たっては、販売の完了する月を翌年度における買取開始月の前月までとし、買取開始から販売完了までに要する対象水産物の平均的な在庫月数（以下（2）において「保管期間」という。）を、下表の月数以内としなければならない。

ただし、事業開始後、i 及び ii のいずれかの場合に該当し、保管期間を延長する必要が生じた時は、事業実施者は機構に対してその理由を付して申請し、その承認を得て保管期間を延長することができるものとする。この場合、延長後の販売完了月は実施計画の販売完了月を越えない範囲で、かつ、保管期間の延長後の助成金額は、当初の事業実施計画に基づく助成金交付決定額以下でなければならないものとする。また、いずれにも該当しない場合の保管期間の延長については、事業実施計画の変更手続を行うものとする。

- i 買取期間前半に集中して買い取らざるを得なかったとき

- ii 実施計画の保管期間内において事業を完了すると損失を発生させることが明らかであり、保管期間を延長することによって当該損失を減額できると見込まれるとき

単位：カ月

生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば、さんま、いわし、あじ、ほたてがい、さけ	4
--------------------------------------	---

- b a の (c) の対象水産物の買取価格帯の下限値及び上限値は次のとおり算出する  
 下限値…(ア) の事業実施計画に定める買取期間中の月ごとの平均産地価格の最低値について、直近の3度の買取期間分算出した価格の平均値若しくは最低値又は直近の買取期間の値

上限値…下限値を1.3倍した数値

ただし、事業実施年度の直近の価格が下限値を下回る場合は、その直近の価格を下限値とすることができる。この場合、上限値は下限値の1.2倍とする。

- c a の (d) の生産原価は、対象水産物の買取りが生産原価を超えない価格で行われることを確保するために定めるものとし、産地平均魚価÷漁業収入×漁業経営費で算定するものとする。

なお、算定に当たっては、原則として公的な統計資料を用いるものとする。

また、漁業経営費は、漁業支出額+見積家族労賃+見積資本利子で算定し、見積資本利子は、漁業投下資本額×短期借入金利で算定する。

- d ウの(エ)のaのただし書きによる販売を行う場合には、aの(e)に買取期間中における販売基準を記載しなければならない。

#### (イ) 加工業者等の名簿の提出

事業実施者は、事業開始に当たり、対象水産物を買い取る予定の加工業者（乾のりにあつては漁協等）、保管する予定の冷蔵庫等及び販売する予定の販売先の名簿を作成し、機構に提出するものとし、機構はこれを取りまとめの上、別記様式第3号により水産庁長官に提出するものとする。なお、名簿を変更する場合についても、当該様式に準じて作成の上、水産庁長官に報告するものとする。

#### (ウ) 事業実施状況の報告

- a 事業実施者は、機構が別に定めるところにより対象水産物の買取り、保管、販売等の毎月の実績を取りまとめ、機構に提出するものとし、機構はこれを取りまとめの上、四半期ごとに翌四半期の最初の月の末日までに水産庁長官に報告するものとする。

- b 事業実施者は、この事業の実績を取りまとめ、事業実施年度において事業が完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに機構に提出するものとし、機構はこれを取りまとめの上、別記様式第4号により水産庁長官に報告するものとする。

加えて、エの(ア)により買い取った水産物の販売が完了した際ににおいてもこの事業の実績を取りまとめ、当該販売完了後60日以内に機構に提出するものとし、機構はこれを取りまとめの上、別記様式第4号により水産庁長官に報告するものとする。

- c 事業実施者は、この事業の損益計算書を取りまとめ、(1)のイの(イ)のaの貸付けの対象となる漁業経営等安定水産物供給平準化事業に係る損益の確認のため、エの(ア)により買い取った水産物の販売完了後60日以内に機構に提出するものとし、機構はこれを取りまとめの上、別記様式第5号により水産庁長官に報告するものとする。

#### オ 漁業経営等安定水産物供給平準化事業に対する助成等

- (ア) エの(ア)の承認を受けて漁業経営等安定水産物供給平準化事業を行った事業実施者は、漁業経営等安定水産物供給平準化事業が実施されたことを証明する書類を添付して、機構に漁業経営等安定水産物供給平準化事業に係る助成金の交付を申請することができる。

なお、申請に当たっては以下の区分を明確にするものとする。

- a 前年度承認計画により買い取った水産物に係る経費のうち、当該年度において販売完了までに要した経費

- b 当該年度に承認を受けた事業実施計画のうち、当該年度において要した経費

- (イ) (ア)の申請内容が適当と認められる場合、機構は助成金を対象水産物ごとに、次に掲げる経費について別表第2に定める助成率により以下のとおり交付するものとする。

- a 買取代金利（対象水産物の買取代金の支払いの日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払いに充てるための借入金に要した金利をいう。）

- b 仮払代金利（対象水産物の仮払代金の支払いの日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払いに充てるための借入金に要した金利をいう。）

- c 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費（対象水産物の保管に要した冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料、乾のりの火入料をいう。）
  - d 加工料（生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば・さんま・いわし・あじ及びさけに限る。）
- (ウ) 機構は、事業実施者から当該年度の国庫補助金を超える額に係る交付の申請があった場合、事業実施者が水産庁長官から承認を受けた事業実施計画の範囲内において、事業実施者へ助成資金を交付することができるものとする。
- (エ) 機構は（イ）又は（ウ）の規定による助成金の金額については四半期ごとに概算払を行うことができる。ただし、事業実施者が事業実施計画を変更し、既に交付を受けた概算払の金額が（イ）又は（ウ）の規定による金額を上回ることになった場合は、その差額を直ちに機構に返還しなければならない。
- (オ) (エ)による返還の場合、事業実施者に故意又は重大な過失があるものと機構が認めたときは、事業実施者は、概算払を受けた日から返還する日までの日数に応じ、機構が別に定める利率で計算して得た金額を加算して機構に納入しなければならない。
- (カ) 事業実施者は、別表第2の経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間においては助成金を流用してはならない。
- 力 機構の指導  
機構は、この事業の円滑な運営を図るため、事業実施者に対して指導を行うものとする。
- キ 経理  
(ア) 事業実施者は、この事業の実施に伴う収入及び支出について、特別に会計を設けて経理し、関係書類を整理して、常にその内容を明らかにしておくものとする。  
(イ) 機構は、この事業の指導に伴う経費及び助成に要する経費について、特別に会計を設けて経理し、関係書類を整理して、常にその内容を明らかにしておくものとする。
- (3) 損失に係る貸付資金の貸付け
- ア 損失に係る貸付資金の貸付けに関する基本契約  
(ア) 機構は、(1)のイの(イ)のaの貸付けの業務を行うに当たっては、あらかじめ、事業実施者（販売受託に係る漁業経営等安定水産物供給平準化事業の事業実施者を除く。以下(3)及び(5)において同じ。）との間に、当該事業の実施により生ずる損失に係る貸付資金（以下(3)において「貸付資金」という。）の貸付けに関する基本契約（以下この項目において「貸付基本契約」という。）を締結するものとする。  
(イ) 貸付基本契約には、対象水産物に関する事項、貸付資金の貸付条件に関する事項、報告及び調査に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。
- イ 貸付けの対象となる損失  
(1) のイの(イ)のaの貸付けの対象となる漁業経営等安定水産物供給平準化事業に係る損失は、次に掲げるものとする。  
a 機構が別に定める対象水産物区分ごとの損益算定時期（以下(3)において「算定時期」という。）までに販売が終了した対象水産物に係る損失であって、機構が水産庁長官の承認を得て定める損益算定の方法に基づき計算されたもの  
b 算定時期において大量の対象水産物を在庫保有しており、かつ、当該対象水産物に係る市況の著しい低下が継続し、当分の間、市況回復の見通しが立たない場合等水産庁長官の承認を得て機構が定める場合において、当該在庫に係る評価損失であって、機構が水産庁長官の承認を得て定める損益算定の方法に基づき計算されたもの
- ウ 貸付条件  
(ア) 貸付資金の貸付けの方法は、手形貸付け又は証書貸付けとする。  
(イ) 貸付資金の貸付限度額は、イのa又はbの損失の種類ごとに、次のとおりとする。  
ただし、事業実施者の事業規模、経理状況等からみて漁業経営等安定水産物供給平準化事業の安定的かつ継続的な実施が著しく困難である等の理由により水産庁長官が特に必要と認める場合には、当該損失の額以内の額とする。  
a イのaの損失に係る貸付資金の貸付けにあっては、当該損失の額から(5)のエの規定により交付される補填金の額を控除して得られる額の80パーセントに相当する額以内の額  
b イのbの損失に係る貸付資金の貸付けにあっては、当該評価損失の額（算定時期までに販売が終了した対象水産物に係る損益算定の結果、利益が生じた場合には、当該利益の額を控除して得られる額）の80パーセントに相当する額以内の額
- (ウ) 貸付資金は、無利息とする。ただし、イのbの損失に係る貸付資金の貸付けについては、当該貸付けに係る在庫の販売が全部終了した日の属する月の末日において損益算定の結果、

利益が生じた場合には、年利3.5パーセントの割合で算定された利息((イ)のbの損失に係る資金の貸付けのうち、(イ)のbの貸付限度額に係るものにおいて当該利息の額より当該利益の額の80パーセントに相当する額が低い場合には、当該利益の額の80パーセントに相当する額とし、(イ)のただし書の貸付限度額に係るものにおいて当該利息の額より当該利益の額が低い場合には、当該利益の額とする。カの(イ)において同じ。)を徴収するものとする。

(エ) 貸付資金の償還期限は5年以内とし、償還に当たっては、算定時期において生じた利益((イ)のbの損失に係る貸付資金の貸付けについては、当該貸付けに係る在庫の販売が終了した日の属する月の末日の損益算定において生じた利益を含む。)に相当する額を償還に充てせるものとする。

#### エ 貸付条件の変更

機構は、貸付資金の貸付けを受けた事業実施者から、償還期限その他の貸付条件について、当該事業実施者の総合的な経理状況、漁業経営等安定水産物供給平準化事業の運営状況等の理由に基づき、変更の申し出を受けた場合において、当該理由を勘案して変更することが相当であると認めるときは、農林水産大臣の承認を得て当該条件の変更をすることができるものとする。

#### オ 貸付手続等

(ア) 貸付資金の貸付けを受けようとする事業実施者は、機構に対し、貸付資金の貸付けを申請するものとする。この場合において、機構は、当該事業実施者から申請に係る審査を行うのに必要と認められる限度において、損益算定に関する書類その他必要と認められる書類を提出させるものとする。

(イ) 機構は、(ア)の事業実施者が貸付資金の貸付申請書類に虚偽の記載をした場合は、当該事業実施者に対し貸付けを行わないものとする。

(ウ) 機構は、イのaの損失に係る貸付資金の貸付けに要する資金が不足し、又は不足するおそれがある場合、イのbの損失に係る貸付資金の貸付けを制限し、又はイのbの損失に係る貸付資金の未償還額を繰り上げて償還させるものとする。

#### カ 貸付けの更正等

(ア) 事業実施者は、イのbの損失に係る貸付資金の貸付けを受けた在庫の販売が終了した場合は、当該終了日の属する月の末日現在において損益算定を行うものとし、当該損益算定の結果、損失が生じたときには当該損失の額から(5)のエの規定により交付される補填金の額を控除して得られる額に対し、機構は、速やかにイのaの損失に係る貸付資金の貸付けを行うものとする。この場合において、当該損益算定前のイのbの損失に係る貸付資金の額が、当該損益算定後のイのaの損失に係る貸付資金の額を上回るときは、当該上回る額を機構に速やかに償還させるものとする。

(イ) 機構は、(ア)の損益算定の結果、利益が生じた場合には、速やかに当該貸付資金の未償還額を償還させるほか、当該未償還額に年利3.5パーセントの割合で算定された利息を徴収するものとする。

(ウ) (ア)の規定により貸し付けられた貸付資金の償還期限は、ウの(エ)の規定にかかわらず、イのbの損失に係る貸付資金の貸付けを行ったときから起算して5年以内とする。

#### (4) 買取資金の貸付け

##### ア 買取資金の貸付けに関する基本契約

(ア) 機構は、(1)のイの(イ)のbの貸付けの業務を行うに当たっては、あらかじめ、事業実施者との間に、漁業経営等安定水産物供給平準化事業の実施に必要な買取資金(販売受託に係る漁業経営等安定水産物供給平準化事業の仮払資金を含む。以下(4)において「買取資金」という。)の貸付けに関する基本契約(以下(4)において「貸付基本契約」という。)を締結するものとする。

(イ) 貸付基本契約には、対象水産物に関する事項、貸付資金の貸付条件に関する事項、報告及び調査に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

##### イ 貸付けの対象

(1) のイの(イ)のbの買取資金の貸付けは、次に掲げる場合に行うものとする。

(ア) (2)のエの(ア)の規定により事業実施計画について水産庁長官の承認を受けた場合であって対象水産物又はその原料魚の市況が著しく低迷しているとき。

(イ) その他漁業経営等安定水産物供給平準化事業の重点的かつ効果的な実施を図る上で、特に必要があると認められる場合。

##### ウ 貸付条件

- (ア) 買取資金の貸付けの方法は、手形貸付け又は証書貸付けとする。
- (イ) 貸付金は無利息とする。ただし、機構は、販売後8日目から貸付金の償還日までの間について未償還額に機構が別に定める割合で算出された利息を徴収するものとする。
- (ウ) 貸付金の償還期限は、買い取った対象水産物の販売代金の受取りの日又は販売後2か月を経過した日のいずれか早い日とする。

エ 貸付手続等

- (ア) 買取資金の貸付けを受けようとする事業実施者は、機構に対し、買取資金の貸付けを申請するものとする。この場合において、機構は、申請に係る審査を行うのに必要と認められる限度において、最近の市況その他必要と認められる資料を、当該事業実施者から提出させるものとする。
- (イ) 機構は、(ア)の事業実施者が買取資金の貸付申請書類に虚偽の記載をした場合は、当該事業実施者に対し、貸付けを行わないものとする。
- (ウ) 機構は、(3)の損失に係る貸付資金の貸付けに要する資金が不足し、又は不足するおそれがある場合は、買取資金の貸付けを制限し、又は貸付金を繰り上げて償還させるものとする。

(5) 補填金の交付

ア 補填金の交付に関する基本契約

- (ア) 機構は、(1)のイの(イ)のcの補填の業務を行うに当たっては、あらかじめ、事業実施者との間に、漁業経営等安定水産物供給平準化事業の実施により生ずる損失に係る補填金の交付に関する基本契約(以下この項目において「補填基本契約」という。)を締結するものとする。
- (イ) 補填基本契約には、対象水産物に関する事項、補填金の交付条件に関する事項、積立てに関する事項、報告及び調査に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

イ 補填の対象となる損失

(1) のイの(イ)のcの補填の対象となる漁業経営等安定水産物供給平準化事業に係る損失は、(3)のイのaに掲げる損失((3)のカによる損失を含む。)とする。

ウ 漁業経営等安定水産物供給平準化事業の利益による積立て

事業実施者は、漁業経営等安定水産物供給平準化事業により利益が生じた場合には、利益に相当する額((3)のウの(エ)に基づき貸付資金の償還に充当する場合には、償還に充当した額を控除して得た額)を補填金交付資金として積み立てるものとする。

エ 補填金の交付手続等

- (ア) 補填金の交付を受けようとする事業実施者は、機構に対し、補填金の交付を申請するものとする。この場合において、機構は、当該申請に係る審査を行うのに必要と認められる限度において、当該事業実施者から損益算定に関する書類その他必要と認められる書類を提出させるものとする。
- (イ) 機構は、事業実施者が補填金交付申請書類に虚偽の記載をした場合には、当該事業実施者に対し、補填金を交付しないものとする。
- (ウ) 機構は、当該事業実施者に係る補填金交付資金の残額を限度として補填金を交付するものとする。
- (エ) 事業実施者は、次の要件を満たす場合、機構に対し、補填金交付資金からの必要経費の取り崩しを申請することができるものとする。この場合、機構は、当該事業実施者に係る補填金交付資金の残額を限度として取り崩すものとする。

a ((3)のアの(ア)に規定する貸付けに関する基本契約を締結した事業実施者(bにおいて同じ。)が、(2)のウの(イ)のa及びc並びに(2)のウの(イ)のa及びcの規定に基づく対象水産物の買取りを行ったにもかかわらず、買取価格帯の下限値を下回る産地価格の低迷が継続する場合

b 事業実施者が、(2)のウの(エ)の規定に基づき、さけ及びほたてがいを放出することにより、産地価格を下落させ、又は回復を遅らせるおそれが生じた場合

なお、aの場合においては、機構の承認を得て、買取価格帯の下限値を下回って買取りを実施することができるものとする。この場合において、請求できる経費は、買取資金及び保管料とする。

また、bの場合においては、機構の承認を得て、6ヶ月を限度として保管期間の延長をすることができるものとする。この場合において、請求できる経費は、当該延長期間に係る買取代金金利及び保管料とし、延長後の販売完了月は実施計画の販売完了月を超えてはならない。

さらに、aに掲げる買取価格帯の下限値を下回る買取りに係る経費及びbに掲げる延長期間に係る経費は、(2)のオの(イ)に掲げる助成金交付の対象経費から除くものとする。

## (6) 指導監督

## ア 事業計画等

機構は、毎事業年度、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、理事会等の議決を経なければならない。

## イ 指導等

水産庁長官は、(1)から(5)までに掲げる事業その他機構の運営に関し指導監督を行い、必要に応じ、関係書類の提出を求めることができる。

## (7) 基金事業の終了

基金事業の終了時期は平成31年度とする。機構は、終了時期に目標の達成度を評価し、基金事業の終了又は延長を検討するものとし、その検討結果を公表する。水産庁長官は、機構の検討を踏まえ、漁業経営等安定水産物供給平準化事業に係る資金の後年度負担を考慮の上、事業実施計画の承認を行うものとする。

## (8) その他

## ア 本事業について、第2の1の規定は適用しないものとする。

## イ この通知に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁長官の定めるところによるものとする。

別表第1

事業実施者	対象水産物
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 全国水産加工業協同組合連合会	生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば、さんま、いわし、あじ
日本遠洋旋網漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合	生鮮、加工、漁業用餌料向けのさば、いわし、あじ
全国漁業協同組合連合会	乾のり
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会	ほたてがい、さけ

別表第2

経費	助成率
1 生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば、さんま、いわし、あじ、さけ ア 買取代金利 イ 冷蔵庫保管経費 (ア) 保管料 (イ) 入出庫料 ウ 加工料	1／2以内
2 乾のり ア 買取代金利 イ 倉庫等保管経費及び火入料 (ア) 保管料 (イ) 入出庫料 (ウ) 火入料	1／2以内

3 ほたてがい  
ア 買取代金金利  
イ 冷蔵庫保管経費  
(ア) 保管料  
(イ) 入出庫料

**第4** 交付要綱第23の水産庁長官が特に必要と認めるものは別表2に掲げる者とする。

## 附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

- 1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

(1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）  
(2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）  
(3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）  
(4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）  
(5) 國際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）  
(6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）  
(7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）  
(8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）  
(9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）  
(10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）  
(11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）  
(12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）  
(13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）  
(14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）  
(15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）  
(16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）  
(17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）  
(18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）  
(19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）  
(20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）  
(21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）  
(22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）  
(23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）  
(24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）  
(25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）  
(26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）  
(27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）  
(28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）  
(29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）  
(30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について（昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知）  
(31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について（平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知）

2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする

附 則（平成23年3月31日22水港第2463号）

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

## 附 則（平成24年4月6日23水港第2882号）

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成24年8月1日24水港第1709号）  
この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日24水港第2426号）  
この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附 則（平成25年2月26日24水港第2886号）  
この改正は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25水港第190号）

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成24年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日口漁業協力資金及び日口漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成24年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとともに、平成25年1月初日から平成25年3月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかつたものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2543号水産庁長官通知）
  - (2) 漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知）
  - (3) 漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知）

附 則（平成25年6月7日25水港第758号）  
この改正は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成25年10月3日25水港第1966号）  
この改正は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（平成26年2月6日25水港第2655号）

- 1 この改正は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成26年3月20日25水港第3059号）

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成27年2月3日26水港第3238号）

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成27年4月9日26水港第4030号）

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成28年1月20日27水港第2626号）

- 1 この改正は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日27水港第3193号）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月9日28水港第706号）

この改正は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（平成28年5月18日28水港第806号）

この改正は、平成28年5月18日から施行する。

附 則（平成28年8月10日28水港第1894号）

この改正は、平成28年8月10日から施行する。

附 則（平成28年10月11日28水港第2194号）

- 1 この改正は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成27年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日28水港第3341号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成28年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

## 漁業経営等安定水産物供給平準化事業関係抜粋

(7-2-(1) 国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち漁業経営等安定水産物供給平準化事業)  
別記様式第1号

### 平成 年度漁業経営等安定水産物供給平準化事業実施計画等承認申請書

番 号  
年 月 日

水 产 府 長 官 殿

住 所  
名称及び代表者氏名

印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の7-2-(1)の(2)のエの(ア)のaの規定に基づき、下記のとおり作成したので、承認を申請する。

記

#### I 実施基準

- 1 対象水産物名
- 2 対象水産物又は対象水産物の原料魚の当該年度における生産の目標及び生産がこれを上回る場合の措置
- 3 この事業の当該年度における実施方針
  - (1) 買取期間
  - (2) 買取予定数量（及び販売受託予定数量）
  - (3) 買取港等の名称
  - (4) その他必要な事項
- 4 対象水産物の買取価格帯及び買取価格帯の決定方法
  - (1) 買取価格帯格
    - ア 対象水産物の原料魚の買取価格帯

規 格 別 内 訳	円以上	円以下 (	当たり)
規 格 別 内 訳	円以上	円以下 (	当たり)
    - イ 対象水産物の冷凍品等の買取価格帯

規 格 別 内 訳	円以上	円以下 (	当たり)
規 格 別 内 訳	円以上	円以下 (	当たり)
  - (2) 買取価格帯の決定方法
- 5 対象水産物の生産原価及び生産原価の決定方法
  - (1) 生産原価
  - (2) 生産原価の決定方法
- 6 対象水産物の買取り、保管、加工及び放出の運営方法
  - (1) 対象水産物の買取り（及び販売受託の方法）
  - (2) 対象水産物の保管
  - (3) 対象水産物の加工（予定加工仕向け量、加工方法、製品の種類等）
  - (4) 対象水産物の放出（買取期間中に販売する基準を含む。）
- 7 経費の負担及び経理の方法
- 8 その他事業の運営の方法

## 漁業経営等安定水産物供給平準化事業関係抜粋

### II 実施計画

項目	月	月	月	月	月	月	計	備考
月始在庫量								
買取量								
加工仕向量								
製品出来高								
販売量								

(注) 買取量には、販売受託量を含む。

### III 買取契約等（例）

(注) 記入上の注意

- 1 I～IIIについては、対象水産物ごとに記入すること。以下、各様式において同じ。
- 2 水産加工業協同組合の場合には、記のIの2を省略することができる。

別記様式第2号

#### 平成 年度漁業経営等安定水産物供給平準化事業実施計画等変更承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者氏名

印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の7-2-(1)の(2)のエの(ア)のaの規定に基づき、変更の承認を申請する。

記

1 変更の理由

2 変更の概要

(注) 実施計画等承認申請書の様式に準じ、変更する箇所を対比できるよう変更前を括弧書きすること。